

## ○「交通死亡事故多発警報・注意報」の運用について（通達）

令和元年12月3日交企甲達第127号、  
交指甲達第89号、地甲達第96号  
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 平成28年4月28日付け交企甲達第32号、交指甲達第36号、地甲達第27号「交通死亡事故多発警報・注意報の運用について（通達）」

県警察では、対号に基づき、交通死亡事故の連続発生時における交通死亡事故多発警報・注意報の発令基準及び発令期間中の対策等について運用してきたところ、この度、見出しのことについて、下記のとおり実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、対号は廃止する。

### 記

#### 1 発令の目的

一定期間内に交通死亡事故が多発した場合、警察署、ブロック又は県下全体に交通死亡事故多発警報・注意報を発令し、広く県民に交通死亡事故が連続発生していることを注意喚起するとともに、自治体、関係機関・団体等と連携した総合的かつ集中的な緊急対策を推進し、交通死亡事故の連続発生を抑止を目的とする。

#### 2 警報等の発令者、発令基準及び発令期間中の対策

別添「交通死亡事故多発警報・注意報発令基準」のとおり。

#### 3 警察署長の警報発令時における事前協議

警察署長は、交通死亡事故多発警報を発令するに際しては、警察本部交通企画課長と事前協議の上、警報を発令することとする。

#### 4 広報啓発の推進

交通死亡事故多発警報・注意報が発令された場合、広く県民に交通死亡事故が連続発生していることを注意喚起するため、警察署、自治体庁舎前等へのぼり旗を掲出するなど効果的な広報啓発活動に努めること。

## 交通死亡事故多発警報・注意報発令基準

	発令者	交通死亡事故多発 <b>警 報</b>		交通死亡事故多発 <b>注 意 報</b>	
			発令期間中の対策		発令期間中の対策
<b>警察署 高速隊</b>	警察署長・ 高速隊長	管内で、7日間に <b>2件の交通死亡事故</b> が 発生した時	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 警察署、高速隊主催の「出動式」</li> <li>◇ 交通機動隊と連携した交通指導取締りの強化 ※ 高速道路は除く</li> <li>◇ 赤ランプ街頭活動の強化</li> <li>◇ 「警報」のぼり旗の掲出</li> <li>◇ 各種広報活動の推進</li> <li>◇ 自治体等と連携した啓発など</li> </ul>		
<b>ブロック (金沢) (加賀) (能登)</b>	交通部長	ブロック内で、7日間に <b>4件の交通死亡事故</b> が 発生した時	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 交通機動隊と連携した交通指導取締りの強化</li> <li>◇ 赤ランプ街頭活動の強化</li> <li>◇ 「警報」のぼり旗の掲出</li> <li>◇ 各種広報活動の推進</li> <li>◇ 交通部幹部の督励など</li> </ul>	ブロック内で、7日間に <b>3件の交通死亡事故</b> が 発生した時	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 交通指導取締りの強化</li> <li>◇ 赤ランプ街頭活動の強化</li> <li>◇ 「注意報」のぼり旗の掲出</li> <li>◇ 各種広報活動の推進など</li> </ul>
<b>県下全域</b>	警察本部長	県内で、7日間に <b>5件の交通死亡事故</b> が 発生した時	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 警察本部主催の「出動式」</li> <li>◇ 交通指導取締りの強化</li> <li>◇ 赤ランプ街頭活動の強化</li> <li>◇ 「警報」のぼり旗の掲出</li> <li>◇ 「道路情報板」表示</li> <li>◇ 各種広報活動の推進</li> <li>◇ 自治体等と連携した啓発</li> <li>◇ 交通部幹部の督励など</li> </ul>	県内で、7日間に <b>4件の交通死亡事故</b> が 発生した時	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 交通指導取締りの強化</li> <li>◇ 赤ランプ街頭活動の強化</li> <li>◇ 「注意報」のぼり旗の掲出</li> <li>◇ 「道路情報板」表示</li> <li>◇ 各種広報活動の推進</li> <li>◇ 自治体等と連携した啓発など</li> </ul>

注1： 発令期間は、発令の日から7日間とする。

2： 発令期間中に交通死亡事故が発生した場合、延長措置等を踏まえて、個別に協議する。

3： 高速道路における交通死亡事故の発生は、住所地を管轄する警察署及びブロックの件数から除く。

4： 「全国交通安全運動」及び「交通安全県民運動」期間中も、上記発令基準に従って運用するが、既に出動式を実施している場合、警報発令時の出動式は改めて実施しなくてもよい。

5： 「のぼり旗」は、警察署前、自治体庁舎前等において掲出すること。

6： 警察署のブロック編成は、次のとおりとする。  
 <金沢ブロック> 金沢中、金沢東、金沢西警察署  
 <加賀ブロック> 大聖寺、小松、能美、白山警察署  
 <能登ブロック> 津幡、羽咋、七尾、輪島、珠洲警察署

7： 金沢ブロックについては、同ブロック内における1つの警察署が警報発令基準、他署がブロック又は県下の注意報発令基準の場合、注意報発令基準の警察署は、注意報発令期間中の対策を実施するが、「警報」のぼり旗を掲出すること。